

【一般事業主行動計画について】

計画期間:令和7年10月1日～令和9年9月30日

当社は、すべての従業員が安心して働き続けられる職場環境をつくるため、「仕事と家庭の両立支援」と「働き方の見直し(時間外・休日労働の削減)」に取り組めます。

1. 行動計画の目標

■ 目標① 育児休業の取得促進 育児休業の取得が可能な従業員のうち、9割が育児休業を取得することを目指します。

■ 目標② 時間外労働の削減 令和5年10月1日～令和7年9月30日の実績と比較し、時間外労働を3%削減します。

■ 目標③ 女性活躍の推進 女性の職域拡大およびキャリア形成支援を進め、性別を問わず活躍できる職場環境づくりを推進します。

2. 働き方の見直し(時間外・休日労働削減のための措置)

■ 業務量の適正化・業務プロセスの改善 ・業務の棚卸しと優先順位の明確化 ・不要な会議・資料作成の削減 ・業務フローの見直しによる効率化 ・DXツールの活用による作業時間の短縮

■ 時間外労働の事前申請・管理の徹底 ・時間外・休日労働は原則「事前申請制」 ・管理職による業務量の把握と調整 ・月次での時間外労働実績の確認とフィードバック

■ 勤務時間の柔軟化 ・始業・終業時間の繰上げ・繰下げ制度 ・子育て・介護等の事情に応じた勤務時間帯の配慮 ・必要に応じた勤務地の配慮

■ 長時間労働の抑制に向けた職場風土づくり ・定時退社日の設定 ・管理職向け労務管理研修の実施 ・「早く帰ることが評価される」職場づくりの推進

3. 子育て支援・女性活躍推進に関する取組

■ 性別に関わらない適正な配置・評価の推進

■ 女性の職域拡大に向けた取組 ・従来男性が中心となっていた職務への女性配置の検証 ・女性従業員向け研修の実施 ・職域拡大に向けたスキル習得支援

■ 子育て目的の休暇取得促進 ・男性・女性ともに取得しやすい環境整備 ・管理職への周知・研修による取得促進

■ 育児休業からの復職支援・キャリア形成支援 ・復職者・子育て中従業員向けの能力向上研修 ・
キャリア形成のためのカウンセリング・面談 ・復職後の業務量・勤務形態の調整相談窓口の整備

4. 従業員が利用できる制度

・始業・終業時間の繰上げ・繰下げ ・子育てに必要な時間帯・勤務地の配慮 ・育児・介護休業法に基づく育児休業 ・雇用保険法に基づく育児休業給付 ・労働基準法に基づく産前産後休業 ・その他、
仕事と家庭の両立を支援する制度

5. 会社としての方針

当社は、・長時間労働の抑制 ・子育て・介護と仕事の両立支援 ・従業員の健康保持・キャリア形成
支援 を継続的に推進し、働きやすい職場づくりを進めていきます。

2025 年 10 月 1 日 制定、同日より施行する。

2026 年 5 月 1 日 改正、同日より施行する。

株式会社 北海道フーズ